

第九回 参議院法務委員会會議 録 第三号

昭和二十五年十二月四日(月曜日)午前
十時四十六分開会

本日の會議に付した事件

○派遣議員の報告

○裁判所法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○裁判所職員等の定員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(北村一男君) 只今より委員会を開きます。

本日は先ず先般議員派遣を行いましたうち、まだ北海道班の御報告が残っておりますので、御報告を願います。

○長谷山行毅君 私は当委員会におきまして閉会中の経緯審査にかかりました檢察及び裁判の運営等に関する調査のために、北海道班として長谷川専門員と共に、去る八月の二十日から十日間北海道に参りまして、札幌、旭川、帯廣、函館等の各裁判所並びに檢察

庁、それから大沼、砂川等の少年保護施設につきまして調査したのであります。主として青少年犯罪に関する問題、第二に、司法制度、特に調停制度に関する問題、第三に、帯廣の地方裁判所並びに地方檢察庁設置に関する問題等につきまして、主として調査したのであります。その資料は詳細提出してありますので、極く概要につ

いて御報告申し上げます。先ず青少年犯罪に関する調査であります。これは青少年犯罪の現況、処分並びに処遇状況の調査、その他本委員会が調査の要綱として出しました少年法、少年院法並びに犯罪者予防更生法の改正に関する各地の裁判所、檢察庁の意見等は、すでに資料を提出してありますので、それは省略させていただきますが、少年保護施設に關して調査しました大沼学院、それから紫明寮等について二、三申し上げたいと思ひます。

大沼学院は、御承知のように兒童福祉法による保護院であります。又紫明寮は、これは旭川管内の砂川町にありまして三井鉱山の経営にかかるところの養護施設であつたので、近年女子少年院に改めたものであります。その両方とも非常に設備が優秀であるのであります。特に大沼学院のほうは、あの

大沼公園の続きにありまして、誠に風光明媚な所であつて、そしてその寮舎が五つの寮に分れておつて、各寮には職員が夫婦がまゝで父親や母親のようにしてその子供たちと起居を共にしておる状態である。家庭的な輔導によつて非常に成功していることが注目されると思ひます。なおこの紫明寮も、大沼学院も、開放式な施設でありますので、多少は逃亡者を出したこともあるのであります。これは主として施設内における待遇、殊に食事等に対しての不満によるものであります。これはむしろ外形力によつて防止

することよりも、その待遇を改善して、生活に慰安を興えて、少年たちに心から居つかせることが、逃亡予防の最もいい方法ではないかというふうに考えられるのであります。この点につきましては、まだ十分とは認められないのであります。できる限り予算上の考慮をする必要があると考えておるのであります。

次に少年法のいわゆる少年の年齢の問題であります。これは来年度から十八歳を二十歳に引上げることにつきまして、大体においては反対が多かつたのであります。これは或る札幌の家庭裁判所の意見でありましたが、ここでは青少年問題について統一した取扱をし得る点について利益があるからという賛成論もあつたのであります。

が、大部分はむしろ十八歳を限度とするべきではないかという意見が強かつたのであります。その理由として、十八歳を限度としまして犯罪の形態が量におきまして、質におきまして非常に變化して来まして、成年に近づいて来るために、少年としての特異の取扱をする必要が認められない。そして十八歳から二十歳までの間の犯罪の質が非常に悪化しておるというふうな理由、或いは少年院その他の保護施設におきまして、十八歳未満の者と十八歳以上の者と一様に收容することとは、その輔導、矯正上において重要な支障を来たすこと、あるいは理由、少年院側のほうに反対の意見が非常に強

かつたのであります。この点はやはり再検討を要するのではないかと、うらうに考えられるのであります。

なお又少年問題を取扱う機関が幾多の系統に分れておりますので、相互の連絡も不十分な点もあつて、何らかの統一の系統に整理されたいという要望もあつたのであります。更に又少年院の在院者に対する職業輔導についてはあります。これは十八歳未満の少年を事業所その他で労働に従事させることが許されないうために、非常に不便を感じておるといふ声があつたのであります。この種の職業輔導は、少年の勤勞精神或いは貯蓄精神を涵養する上において大いに効果がある。單に學科教育のみに終る場合は、その残つた時間を空費させておるために、矯正上却つて望ましくないといふことであるのであります。労働基準法並びに兒童福祉法によつて、十八歳未満の少年の労働に關しましては制限が設けられておるのであります。この枠内におきまして事業所その他の施設において職業輔導を行うことは少年院法の十三條も認めておるところであります。これを積極的に活用するように研究する必要があるのではないと思はれるのであります。

尙現在の重要問題であります。青少年犯罪の増加は、結局のところは、敗戦によります日本の社会の混乱、即ち成人社会における道徳の低下或いは経済状態の逼迫、これらに伴うところの家庭の無秩序に基因するものであり

まして、この点は今後の青少年犯罪の防遏対策樹立のために十分考えられなければならぬ点だと思ひます。以上が青少年犯罪に対する点であります。

次に調停制度に關しまして申し上げます。これにつきましては、それらの裁判所から詳細の意見が出ておりましたので、これは資料を拜見願うことにいたします。これは資料をおきまして各種の調停制度に關して統一法を作ることについては、家事調停を除き、これを一本化するといふことにつきましては、異論がなかつたのであります。ただ小作調停或いは損害調停等、特殊なものについては特別を設けるべきだといふ意見もあつたのであります。

次に帯廣における地方裁判所並びに地方檢察庁設置に関する問題であります。現在帯廣には釧路地方裁判所、帯廣支部と、釧路地方檢察庁の帯廣支部があるのであります。これらをそれら、地方裁判所或いは地方檢察庁に昇格されたいという陳情でありまして、この陳情、請願は、従来からしほしばなされておつたのですが、このたび私どもが参りました官民双方から要望が非常に強かつたのであります。

現在の釧路地方裁判所の管轄区域は、釧路国と十勝、根室、それから北見の大部分でありまして、二千四百八十九方里、四國の約二倍に該當するといふふうな広い地域であるのであります。丁度北海道を半分にして、東北海

第四部 法務委員会會議録第三号

昭和二十五年十二月四日【参議院】

道を殆んどこの釧路裁判所で管轄して
おるといふふうな、かような大な管
轄区域でありまして、これは司法行政
の監督上も、又裁判事務の運営の上か
ら見ましても、その円滑を欠くとい
うことが多いのであります。現在の
帯廣支部の取扱事件は、民事も刑事も
むしろ釧路の本庁よりも多いというよ
うな状態であるのであります。釧路
地方から分離して、これを独立地方裁
判所或いは地方検察庁に昇格した場合
の予定の管轄区域というものは、十勝
国と釧路国の一部、それで千三百八十
五方里で、他の地方裁判所の管轄区域
に比べましても、決して遜色はない。
而も十勝地方は、東北海道の農業或
は林業、鉱業等の中心で、非常に現在
のところ産業が勃興しかけておるの
であります。これらのことを考えまし
ても、その昇格は要望されるというこ
とで、これにつきましてもいろいろ
資料を提出してあるのであります。こ
れらの事情を考えまして、帯廣に地方
裁判所並びに地方検察庁の設置を認め
ることが必要ではないかというふう
に私としては考えて来たのでありま
す。なおこの陳情は、帯廣地方裁判所
設置を第一段階といたしまして、次に
は帯廣に高等裁判所の支部を設置して
貰いたいという要望を含んでおるの
であります。元来北海道はあのように広
い地域であります。現在のところ
は、札幌高等裁判所の支部というの
が、札幌高等裁判所の支部というの
が、帯廣等の東北海道の訴訟関係人の
不便は非常に大きいのであります。こ
れは是非東北海道に高等裁判所の支
部を設けて貰いたいということが要望
せられておるのであります。但しその

設置箇所が帯廣がいいのか、釧路が
いいのか、これは相当研究を要する問題
だと思つておられます。

更にあの寒冷地帯における裁判官、
裁判所職員の待遇改善に対する問題で
あります。この問題につきましても、各
裁判所から待遇改善を要望されたので
あります。裁判所の書記官や少年調査
官の待遇改善の問題並びに裁判官の待
遇改善の問題は、これは全般的の問題
として暫くおくといたしまして、あの
寒冷地帯における、不便な地域におけ
る職員の勤務手当、或いは寒冷地手
当、石炭手当並びに宿舎に關してこれ
は北海道の特殊事情に基きまして考慮
すべき点が多々あるものと考へるので
あります。先ず勤務地手当については見
ますと、元來勤務地手当は、これは
生計費の非常に高い、特定の地域に勤
務する職員に支給されるものでありま
して、現行法では特種地、甲地、乙地の
三段階に区分して地域を指定して支給
されて、その額も差を設けられておる
のであります。この基準を設けた当
時の経済事情と現在とは大分変動して
おりますし、又北海道全般について見
ましても、北海道の物価は決して低
くはないのであります。特に冬季間に
おける生活必需品は非常に高くなるの
であります。燃料とか、被服或いは除
雪費等は石炭手当、寒冷地手当によつ
て到底賄い得ないような状態にあるの
であります。然るにこの交通不便な文
化の遅れた僻地においては、むしろ勤
務地手当は全然支給されないで、東京
その他の大都市から転勤を命ぜられた
者にとりましては、実質的にはむしろ
非常な減俸になるというふうな状態で

ありますので、かような地域に転勤を
希望する裁判官は殆んどないという
ことが、北海道の裁判官の人事の問題
として重要視すべき点ではないかと思
うのであります。北海道における勤務
地手当を増額するか、或いはそれがで
きないならば、勤務地手当制度とい
うものを全廃したほうがよいという声
が強くあつたのであります。

それから次に、寒冷地手当と石炭手
当につきましても、これは現在北海道
と青森と一律に取扱われておるのであ
ります。北海道自体について考へ
て見ましても、地域が非常に広いの
で、その寒冷の程度が非常に差が大き
い。それでこれを一律に取扱うことは
極めて不合理であるというのでありま
す。而も又これらの手当が十二月
の一日に一括支給されるので、その後
に転勤した者に対しては支給されない
という不都合もあるし、又この石炭手
当には税が課せられておる結果、北海
道における平均使用料の三トンの半分
も実際にはこの手当によつて購入し得
られない。それだからむしろこれは現
物支給して貰いたい。そうでなければ
もう少し何らかのこの手当の点につ
いて公平な適切な措置を講ぜられたい
という要望が非常に強かつたのであり
ます。

次に、宿舎の問題であります。が、
これは御承知のような積雪の寒冷地帯
におきましていろいろ不便がある
ので、この防費費用、或いは除雪費用
等、非常にかかるといふのであります。こ
の外に北海道は住宅が相当稀薄な
おるし、あそこでは借家をする場合に
ついては、借主と借家の賃金を、みん
なそれを借家人が負担しなければい

けないというふうな風習があります。少
な法によりまして少年の年齢の引上げ問
題でございましてけれども、これは昨年
の暮に、法務府の当局をお呼びしまし
て、あと一年間で年齢を引上げまして
も、その施設は十分であるかというこ
とを当委員会を念を押しましたところ
が、あと一年間で十分に施設を完備す
るといふ御答弁がございましたので、
一ヶ年間のままとすることをこの委
員会でも承認したような形になつた
のでございまして、御存じのよ
うに新聞でも非常にこの問題につ
いては、かましく騒いでおりましたので
ございますが、当委員会といたしまして
も、一度当局をお呼び出し願つて、そ
うして家庭裁判所のほうの言ひ分と、
それから法務府のほうの言ひ分と、
つきまして、一度しつかり聞いて見た
らと思ひますが、何とかさようお取計
らい願ひたいと思つております。

○委員長(北村一男君) 了承いたしま
した。
それでは裁判所法の一部を改正する
法律案、刑事訴訟法施行法の一部を改
正する法律案、民事訴訟法の一部を
改正する法律案、裁判所職員の定員に
關する法律等の一部を改正する法律
案、以上四案を便宜一括して議題に供
します。御質疑のおありのかたは御発
言を願ひます。速記をとめて。
午前十一時一分速記中止
午後零時一分速記開始
○委員長(北村一男君) 速記を始め
て。それでは休憩いたします。
午後零時二分休憩
午後一時四十九分開会

けなというふうな風習があります。少
な法によりまして少年の年齢の引上げ問
題でございましてけれども、これは昨年
の暮に、法務府の当局をお呼びしまし
て、あと一年間で年齢を引上げまして
も、その施設は十分であるかというこ
とを当委員会を念を押しましたところ
が、あと一年間で十分に施設を完備す
るといふ御答弁がございましたので、
一ヶ年間のままとすることをこの委
員会でも承認したような形になつた
のでございまして、御存じのよ
うに新聞でも非常にこの問題につ
いては、かましく騒いでおりましたので
ございますが、当委員会といたしまして
も、一度当局をお呼び出し願つて、そ
うして家庭裁判所のほうの言ひ分と、
それから法務府のほうの言ひ分と、
つきまして、一度しつかり聞いて見た
らと思ひますが、何とかさようお取計
らい願ひたいと思つております。

○委員長(北村一男君) 速記を始め
て。それでは休憩いたします。
午後零時二分休憩
午後一時四十九分開会

○委員長(北村一男君) 速記を始め
て。それでは休憩いたします。
午後零時二分休憩
午後一時四十九分開会

○委員長(北村一男君) 速記を始め
て。それでは休憩いたします。
午後零時二分休憩
午後一時四十九分開会

○委員長(北村一男君) 速記を始め
て。それでは休憩いたします。
午後零時二分休憩
午後一時四十九分開会

○委員長(北村一男君) 速記を始め
て。それでは休憩いたします。
午後零時二分休憩
午後一時四十九分開会

○委員長(北村一男君) 速記を始め
て。それでは休憩いたします。
午後零時二分休憩
午後一時四十九分開会

○委員長(北村一男君) これより委員会を開きます。

午前中に引き続きまして質疑を続行いたします。

○鬼丸義齋君 私は刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、三お伺いしたいと思ひます。

第一にお伺いしたいと思ひます。第一にお伺いしたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 法務府はまだ見えておりません。

○鬼丸義齋君 ちよつと、あなたにお尋ねするのは間違つておと思つておりました。まだ法務府は見えないと言ひますので伺つたのです。

○委員長(北村一男君) これは第二條の問題は、第十三條の廢止と相付つておるのでありますが、これはむしろ法務府の立案者側からお聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 法務府はまだ見えておりません。

○鬼丸義齋君 ちよつと、あなたにお尋ねするのは間違つておと思つておりました。まだ法務府は見えないと言ひますので伺つたのです。

○委員長(北村一男君) これは第二條の問題は、第十三條の廢止と相付つておるのでありますが、これはむしろ法務府の立案者側からお聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 法務府はまだ見えておりません。

○鬼丸義齋君 ちよつと、あなたにお尋ねするのは間違つておと思つておりました。まだ法務府は見えないと言ひますので伺つたのです。

○委員長(北村一男君) これは第二條の問題は、第十三條の廢止と相付つておるのでありますが、これはむしろ法務府の立案者側からお聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 法務府はまだ見えておりません。

○鬼丸義齋君 ちよつと、あなたにお尋ねするのは間違つておと思つておりました。まだ法務府は見えないと言ひますので伺つたのです。

○委員長(北村一男君) これは第二條の問題は、第十三條の廢止と相付つておるのでありますが、これはむしろ法務府の立案者側からお聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 法務府はまだ見えておりません。

というふうな文意にしか見えません。将来これに基いて更に新らしき規則を作るものをこれに含むというふうには、この法文の書き方では解しにくいのですが、この点は如何でしょうか。

○委員長(北村一男君) これは第二條の問題は、第十三條の廢止と相付つておるのでありますが、これはむしろ法務府の立案者側からお聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 法務府はまだ見えておりません。

○鬼丸義齋君 ちよつと、あなたにお尋ねするのは間違つておと思つておりました。まだ法務府は見えないと言ひますので伺つたのです。

○委員長(北村一男君) これは第二條の問題は、第十三條の廢止と相付つておるのでありますが、これはむしろ法務府の立案者側からお聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 法務府はまだ見えておりません。

○鬼丸義齋君 ちよつと、あなたにお尋ねするのは間違つておと思つておりました。まだ法務府は見えないと言ひますので伺つたのです。

○委員長(北村一男君) これは第二條の問題は、第十三條の廢止と相付つておるのでありますが、これはむしろ法務府の立案者側からお聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 法務府はまだ見えておりません。

○鬼丸義齋君 ちよつと、あなたにお尋ねするのは間違つておと思つておりました。まだ法務府は見えないと言ひますので伺つたのです。

○委員長(北村一男君) これは第二條の問題は、第十三條の廢止と相付つておるのでありますが、これはむしろ法務府の立案者側からお聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 法務府はまだ見えておりません。

○鬼丸義齋君 ちよつと、あなたにお尋ねするのは間違つておと思つておりました。まだ法務府は見えないと言ひますので伺つたのです。

○委員長(北村一男君) これは第二條の問題は、第十三條の廢止と相付つておるのでありますが、これはむしろ法務府の立案者側からお聞き願ひたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 法務府はまだ見えておりません。

○鬼丸義齋君 ちよつと、あなたにお尋ねするのは間違つておと思つておりました。まだ法務府は見えないと言ひますので伺つたのです。

○委員長(北村一男君) これは第二條の問題は、第十三條の廢止と相付つておるのでありますが、これはむしろ法務府の立案者側からお聞き願ひたいと思ひます。

ますが、この書き方には、恐らくはこ

ういふような趣旨の改正であると思は

れ、将来のやはり委任立法も含まれて

おると私は思ふのですが、そうすると

結局どんなものを内容とするのかとい

ふことの限界が我々は非常にわからな

いから伺つて置かねばなりません。

○委員長(北村一男君) 第二條による委

任によりまして、現在我々事務當局と

いたしまして、どういふ規則を考へて

おりますかということをお説明いたし

ます。

この改正法案の第三條の二によりま

して、最高裁判所が上告裁判所である

場合、上告について、いわゆる旧刑訴

事件について、いわば上告理由の制限

に関する規定が置かれておりますので

ますが、この書き方には、恐らくはこ

ういふような趣旨の改正であると思は

れ、将来のやはり委任立法も含まれて

おると私は思ふのですが、そうすると

結局どんなものを内容とするのかとい

ふことの限界が我々は非常にわからな

いから伺つて置かねばなりません。

○委員長(北村一男君) 第二條による委

任によりまして、現在我々事務當局と

いたしまして、どういふ規則を考へて

おりますかということをお説明いたし

ます。

この改正法案の第三條の二によりま

して、最高裁判所が上告裁判所である

場合、上告について、いわゆる旧刑訴

事件について、いわば上告理由の制限

に関する規定が置かれておりますので

ます。それはこれから申上げます。こ

の規則案の内容は、すでに昨年の全国

の高等裁判所裁判官の定時合同の際に

も、各地方からの意見としてありまし

たことでありますが、つまり控訴審を

ただ漫然と繰返さず重点的にやつて

行こう、判決に不服のある当事者に、

不服のある点を、その点に限り重点を

置いて控訴審を審理して行こう、そ

う趣旨から次のような規定を設けた

いとお考へておるのであります。先ず公

判期日において、控訴申立の理由を明

らかにする手続というものを置きまし

て、裁判長は人定質問した後に、控訴

申立人に対して、控訴申立の理由を問

うということにします。それからそれ

に対する答弁としては、この第一審の

関係人を呼んで控訴申立の限度を明ら

かにするいろ／＼手続を設けたいと思

ひます。そうして要するに、さうい

うして原判決に対する不服の点がはつき

りされませんが、控訴裁判所は、控訴申

立人が不服がないということが明らか

になつた事項については、その点につ

いては、被告人の訊問及び証拠調をす

ることを要しない。その場合には、そ

ういふ審理の省略をいたしました場合

に、その不服のない限度において原判

決の認定した事実によるといふこと

にいたします。つまり例えはたゞさんの

窃盗の事実が第一から三まであつた

ときは、これは自分ももう不服はない

です。但し第三の有罪と認定されたこの点

については不服であるとき、審理

をその第三の事実と集中する、或いは

又事実関係については全然不服はない

が、刑の量定については不服があるとい

ふことになりますと、事実の点につ

いて被告人の訊問、証拠調等は省略す

ることができ、専らその事件の情状に

ついて審理を集中する、さういふに

して、漫然とただ繰返すといふこと

でなく、本当に被告控訴申立人の不服の

点に審理を集中して行く、合理的に

やつて行くといふことを考へておるの

であります。ただ併しこの旧刑事訴訟

法の規定は、控訴審については、覆審

の構造をとつております。覆審の構造

は、飽くまでこれを覆すことは安当

ないと考へます。それのみならず、当

事者が不服がないからといつて、直

ちにそれをその通り真実と確定するこ

とは非常に危険がある場合がありま

す。そこで控訴申立人に不服のない事項

について、この事犯の真相の発見と、

被告人保護のため必要と認めるときは、被告人訊問及び証拠調をしなければならぬというふうに、事務的にそういう規定を置きまして若し過剰とはやめて置く、従いまして若し過剰と不服がないからといって、審理を省略して、間違つた判決をするようなことになりますと、今度は新法に切り替わりますので、四百十一條の規定によつてこの判決は破棄される、そういうこととなるのであります。これが控訴審の審理のやり方について、控訴審の覆審の構造をなお維持しながら、それを更に合理的にやつて行くために、かようなことを行つて行つて行つて。それに伴ひまして、控訴審において不服がなかつた場合も、不服なしとはつきりなかつた場合も、不服なしとはつきりなかつた場合の判決書の書き方、或いは控訴審全般の問題としては、いろ／＼新法の規定に認められておりますその線を守りながら、その点に關する規則を設けたい。そういうことを只今として考へております。

○鬼丸義齋君 この改正法案が極めて簡單な規定で、内容は非常に大ききなものを含まれておりますが、殊に只今の説明によれば、更にこれは裁判所の規則という文字の中に、そうした大きなものが含まれておることが明らかになつたのでありますが、元來ここで第二條のこの改正によりまして、委任立法をするということになりますと、丁度只今の刑事訴訟法施行法の十三條の何によつてできておると思つておるのですが、その範圍では賅うことができないのであるか、或いは大体どういふことに對しますか、或いは重要な点を委任立法することは、やがては限界が明確でないことになつて、法律の変更も規則で

以てなし得るといふふうな處れも多分にある、その点についてはどうしてもこの規定をここで設けなければやつて行けないという趣旨を、いさ少しく明快なる御説明を伺いたい。

○政府委員(野木新一君) 先ず現在の施行法の第十三條の規定でございまして、この十三條の規定は、「この法律に定めるものを除く外、新法施行の際現に裁判所に係属し、裁判所の処理に關し必要な事項は、裁判所の規則の定めるところによる。」というふうな表現になつておられます。關係上、先般も具體的の事件で、最高裁判所まで或る事件が問題になつたように、果して十三條のこの規定の書き方から見ると、どの程度のことを規定し得るものであるか。これを非常に嚴格に読みますと、この施行法におきましては、旧法事件はすべて旧刑事訴訟法及び応急措置法によつて処理するというのが第二條にありますので、而も旧刑事訴訟法によりますと、新刑事訴訟法と違ひまして、非常に細かなところまで法律で規定してあるわけでありまして、従いまして法律を尊重し、規則は法律に反するといけなかつたというふうな、今まで政府の立場はそつとありましたが、国会の私どもも承して来ておるわけでありま

すが、そういう立場に立ちますと、果して十三條で規定する余裕があるかどうかという点が疑義が湧くわけでありまして、併しなから十三條の規定は、多少言葉は疑義を起す余地がないわけではなかつたので、法律全体の趣旨から考へて見ますと、旧法と新法とは非常に變つてしまつた、而も社会情勢の變遷も非常に著しい時代でありましたので、一応旧法事件は、旧法によるものとしながら、なお實際やつて見て、比較的小さい点において、どうも旧法では工合が悪い、むしろ新法の線に近付けたほうがよいというふうな点があり、またしたならば、或る程度までこの十三條の委任によつて規定ができるというふうな趣旨を盛つたものと解せられるわけでありまして、最高裁判所もそういう趣旨の下に、一応さまたつたように承知しておる次第であります。併しいざこれにせよ、十三條の表現がやや明確を欠きますし、又この書き方でありまして、その施行についても少しゆとりがないというふうな感じがいたしますので、この際は國際的要望によりまして、旧法事件は迅速に処理しなければならぬという趣旨の要請がありますので、むしろ旧法事件の処理につきまじつては、或る程度裁判所の創意工夫を發揮したほうがよいのではないか。而も聞くところによりまして、規則で規定した点は、先ほど刑事局長から申上げた程度のもので、それなら大体本来の規則したので、それなら大体本来の規則で得るという見解も成立し、或いはそれは少し問題もあるという見解も成立つても知れませんが、そういうふうな点も、少しした点を除く意味におきま

して、十三條よりもやはり広くゆとりを持たして、規則で規定し得るようになるに委任したらどうか。委任するということとは、すでに何も除外例がなければ旧刑事訴訟法は非常に細かくできていて、隅々まで漏れしておるもので、それを一応法律第二條の規定によつて、法律自体で是正して、そうしてこの法律によつて規則でその点を或る程度旧刑訴に對し特例的なことをきめてもよろしいということも明らかになりました。併しなからこの書き方でもわかりやすいように、規則で定めることは何でもかんでも基本的事項までも、又被告人の利益に非常に関係のある事項までも、そういう点までも全部規則に委任するということも考へておられませんので、それは第三條におきまして新法の條文の規定を拾つて来た、第三條の二ですか、これらとこれを総合して、全体として考へますれば、規則にここで委任した点も大体先ほど岸局長が規則の案として申上げました程度のことを一応ここでは考へておる次第であります。

○鬼丸義齋君 従來裁判所の定めざる規則が、ややもしますと、法律で規定しなければならぬというふうな事項にまでも突入してはいはしないかというところは、只今疑問とする点も、又論議される点もございまして、ここに制定せんといたします「裁判所の規則に特別の定めがあるものを除く」ということを書いてあるところを見ますれば、現に規則で定められておるものならば標準がとれます。併しなから先ほど來裁判所の説明員の御説明によりますと、將來に關しても尙且つこの規定によつて、この国の法律によつてその權

限を規則に委任するのだ。いわゆる委任立法だといふ御説明を受けたのです。そういういたしますならば非常な重要な規定であります。又只今の説明によりまして見ても、もう少し広汎なる範圍にやらなければ刑事訴訟法施行法の第十三條だけでは余りに窮屈になるため、非常に不便であるから、もう少し一つうんと広い意味においても委任を法律においてとつて置かなければ不便だといふふうな考へられる。そうしてどういふふうな規定によつて委任權限を裁判所が持つことにしたのではなからうかということについて、私は多大な疑いを持つのであります。先ほどの御説明によりますと、現に施行したしております規則以外に、今後この法律の通過によつて、將來まさに作らんとする規則の裁判所の御意向を伺いたい。相當な広い範圍になると思つておる。私は現在の裁判所の規則の制定權の規定に對します範圍において、新しくこれだけのことを作らなければ、どうしても運営ができないのであるかということに對して、今少し詳しく伺いたい。むしろこの上は私の希望としまして、この規則というものを、委任立法といふものを全部除いたらどうか。こういうふうな考へます。で、それは除いては困る。こういうふうな不便を生ずるから困る。こういうふうなことで運當上支障を生ずるから困るというふうなことで、もう少し具体的な御説明を承わりたいと思つておる。

○説明員(岸盛一君) この第二條の「規則」といふのは現行の規則だけではない。新しくできる規則を含むといふことも先ほど申上げました。それは

が、そういう立場に立ちますと、果して十三條で規定する余裕があるかどうかという点に疑義が湧くわけでありまして、併しなから十三條の規定は、多少言葉は疑義を起す余地がないわけではなかつたので、法律全体の趣旨から考へて見ますと、旧法と新法とは非常に變つてしまつた、而も社会情勢の變遷も非常に著しい時代でありましたので、一応旧法事件は、旧法によるものとしながら、なお實際やつて見て、比較的小さい点において、どうも旧法では工合が悪い、むしろ新法の線に近付けたほうがよいというふうな点があり、またしたならば、或る程度までこの十三條の委任によつて規定ができるというふうな趣旨を盛つたものと解せられるわけでありまして、最高裁判所もそういう趣旨の下に、一応さまたつたように承知しておる次第であります。併しいざこれにせよ、十三條の表現がやや明確を欠きますし、又この書き方でありまして、その施行についても少しゆとりがないというふうな感じがいたしますので、この際は國際的要望によりまして、旧法事件は迅速に処理しなければならぬという趣旨の要請がありますので、むしろ旧法事件の処理につきまじつては、或る程度裁判所の創意工夫を發揮したほうがよいのではないか。而も聞くところによりまして、規則で規定した点は、先ほど刑事局長から申上げた程度のもので、それなら大体本来の規則だったので、それなら大体本来の規則で得るという見解も成立し、或いはそれは少し問題もあるという見解も成立つても知れませんが、そういうふうな点も、少しした点を除く意味におきま

して、十三條よりもやはり広くゆとりを持たして、規則で規定し得るようになるに委任したらどうか。委任するということとは、すでに何も除外例がなければ旧刑事訴訟法は非常に細かくできていて、隅々まで漏れしておるもので、それを一応法律第二條の規定によつて、法律自体で是正して、そうしてこの法律によつて規則でその点を或る程度旧刑訴に對し特例的なことをきめてもよろしいということも明らかになりました。併しなからこの書き方でもわかりやすいように、規則で定めることは何でもかんでも基本的事項までも、又被告人の利益に非常に関係のある事項までも、そういう点までも全部規則に委任するということも考へておられませんので、それは第三條におきまして新法の條文の規定を拾つて来た、第三條の二ですか、これらとこれを総合して、全体として考へますれば、規則にここで委任した点も大体先ほど岸局長が規則の案として申上げました程度のことを一応ここでは考へておる次第であります。

○鬼丸義齋君 従來裁判所の定めざる規則が、ややもしますと、法律で規定しなければならぬというふうな事項にまでも突入してはいはしないかというところは、只今疑問とする点も、又論議される点もございまして、ここに制定せんといたします「裁判所の規則に特別の定めがあるものを除く」ということを書いてあるところを見ますれば、現に規則で定められておるものならば標準がとれます。併しなから先ほど來裁判所の説明員の御説明によりますと、將來に關しても尙且つこの規定によつて、この国の法律によつてその權

限を規則に委任するのだ。いわゆる委任立法だといふ御説明を受けたのです。そういういたしますならば非常な重要な規定であります。又只今の説明によりまして見ても、もう少し広汎なる範圍にやらなければ刑事訴訟法施行法の第十三條だけでは余りに窮屈になるため、非常に不便であるから、もう少し一つうんと広い意味においても委任を法律においてとつて置かなければ不便だといふふうな考へられる。そうしてどういふふうな規定によつて委任權限を裁判所が持つことにしたのではなからうかということについて、私は多大な疑いを持つのであります。先ほどの御説明によりますと、現に施行したしております規則以外に、今後この法律の通過によつて、將來まさに作らんとする規則の裁判所の御意向を伺いたい。相當な広い範圍になると思つておる。私は現在の裁判所の規則の制定權の規定に對します範圍において、新しくこれだけのことを作らなければ、どうしても運営ができないのであるかということに對して、今少し詳しく伺いたい。むしろこの上は私の希望としまして、この規則というものを、委任立法といふものを全部除いたらどうか。こういうふうな考へます。で、それは除いては困る。こういうふうな不便を生ずるから困る。こういうふうなことで運當上支障を生ずるから困るというふうなことで、もう少し具体的な御説明を承わりたいと思つておる。

○鬼丸義齋君 従來裁判所の定めざる規則が、ややもしますと、法律で規定しなければならぬというふうな事項にまでも突入してはいはしないかというところは、只今疑問とする点も、又論議される点もございまして、ここに制定せんといたします「裁判所の規則に特別の定めがあるものを除く」ということを書いてあるところを見ますれば、現に規則で定められておるものならば標準がとれます。併しなから先ほど來裁判所の説明員の御説明によりますと、將來に關しても尙且つこの規定によつて、この国の法律によつてその權

限を規則に委任するのだ。いわゆる委任立法だといふ御説明を受けたのです。そういういたしますならば非常な重要な規定であります。又只今の説明によりまして見ても、もう少し広汎なる範圍にやらなければ刑事訴訟法施行法の第十三條だけでは余りに窮屈になるため、非常に不便であるから、もう少し一つうんと広い意味においても委任を法律においてとつて置かなければ不便だといふふうな考へられる。そうしてどういふふうな規定によつて委任權限を裁判所が持つことにしたのではなからうかということについて、私は多大な疑いを持つのであります。先ほどの御説明によりますと、現に施行したしております規則以外に、今後この法律の通過によつて、將來まさに作らんとする規則の裁判所の御意向を伺いたい。相當な広い範圍になると思つておる。私は現在の裁判所の規則の制定權の規定に對します範圍において、新しくこれだけのことを作らなければ、どうしても運営ができないのであるかということに對して、今少し詳しく伺いたい。むしろこの上は私の希望としまして、この規則というものを、委任立法といふものを全部除いたらどうか。こういうふうな考へます。で、それは除いては困る。こういうふうな不便を生ずるから困る。こういうふうなことで運當上支障を生ずるから困るというふうなことで、もう少し具体的な御説明を承わりたいと思つておる。

○鬼丸義齋君 従來裁判所の定めざる規則が、ややもしますと、法律で規定しなければならぬというふうな事項にまでも突入してはいはしないかというところは、只今疑問とする点も、又論議される点もございまして、ここに制定せんといたします「裁判所の規則に特別の定めがあるものを除く」ということを書いてあるところを見ますれば、現に規則で定められておるものならば標準がとれます。併しなから先ほど來裁判所の説明員の御説明によりますと、將來に關しても尙且つこの規定によつて、この国の法律によつてその權

限を規則に委任するのだ。いわゆる委任立法だといふ御説明を受けたのです。そういういたしますならば非常な重要な規定であります。又只今の説明によりまして見ても、もう少し広汎なる範圍にやらなければ刑事訴訟法施行法の第十三條だけでは余りに窮屈になるため、非常に不便であるから、もう少し一つうんと広い意味においても委任を法律においてとつて置かなければ不便だといふふうな考へられる。そうしてどういふふうな規定によつて委任權限を裁判所が持つことにしたのではなからうかということについて、私は多大な疑いを持つのであります。先ほどの御説明によりますと、現に施行したしております規則以外に、今後この法律の通過によつて、將來まさに作らんとする規則の裁判所の御意向を伺いたい。相當な広い範圍になると思つておる。私は現在の裁判所の規則の制定權の規定に對します範圍において、新しくこれだけのことを作らなければ、どうしても運営ができないのであるかということに對して、今少し詳しく伺いたい。むしろこの上は私の希望としまして、この規則というものを、委任立法といふものを全部除いたらどうか。こういうふうな考へます。で、それは除いては困る。こういうふうな不便を生ずるから困る。こういうふうなことで運當上支障を生ずるから困るというふうなことで、もう少し具体的な御説明を承わりたいと思つておる。

○鬼丸義齋君 従來裁判所の定めざる規則が、ややもしますと、法律で規定しなければならぬというふうな事項にまでも突入してはいはしないかというところは、只今疑問とする点も、又論議される点もございまして、ここに制定せんといたします「裁判所の規則に特別の定めがあるものを除く」ということを書いてあるところを見ますれば、現に規則で定められておるものならば標準がとれます。併しなから先ほど來裁判所の説明員の御説明によりますと、將來に關しても尙且つこの規定によつて、この国の法律によつてその權

限を規則に委任するのだ。いわゆる委任立法だといふ御説明を受けたのです。そういういたしますならば非常な重要な規定であります。又只今の説明によりまして見ても、もう少し広汎なる範圍にやらなければ刑事訴訟法施行法の第十三條だけでは余りに窮屈になるため、非常に不便であるから、もう少し一つうんと広い意味においても委任を法律においてとつて置かなければ不便だといふふうな考へられる。そうしてどういふふうな規定によつて委任權限を裁判所が持つことにしたのではなからうかということについて、私は多大な疑いを持つのであります。先ほどの御説明によりますと、現に施行したしております規則以外に、今後この法律の通過によつて、將來まさに作らんとする規則の裁判所の御意向を伺いたい。相當な広い範圍になると思つておる。私は現在の裁判所の規則の制定權の規定に對します範圍において、新しくこれだけのことを作らなければ、どうしても運営ができないのであるかということに對して、今少し詳しく伺いたい。むしろこの上は私の希望としまして、この規則というものを、委任立法といふものを全部除いたらどうか。こういうふうな考へます。で、それは除いては困る。こういうふうな不便を生ずるから困る。こういうふうなことで運當上支障を生ずるから困るというふうなことで、もう少し具体的な御説明を承わりたいと思つておる。

○鬼丸義齋君 従來裁判所の定めざる規則が、ややもしますと、法律で規定しなければならぬというふうな事項にまでも突入してはいはしないかというところは、只今疑問とする点も、又論議される点もございまして、ここに制定せんといたします「裁判所の規則に特別の定めがあるものを除く」ということを書いてあるところを見ますれば、現に規則で定められておるものならば標準がとれます。併しなから先ほど來裁判所の説明員の御説明によりますと、將來に關しても尙且つこの規定によつて、この国の法律によつてその權

限を規則に委任するのだ。いわゆる委任立法だといふ御説明を受けたのです。そういういたしますならば非常な重要な規定であります。又只今の説明によりまして見ても、もう少し広汎なる範圍にやらなければ刑事訴訟法施行法の第十三條だけでは余りに窮屈になるため、非常に不便であるから、もう少し一つうんと広い意味においても委任を法律においてとつて置かなければ不便だといふふうな考へられる。そうしてどういふふうな規定によつて委任權限を裁判所が持つことにしたのではなからうかということについて、私は多大な疑いを持つのであります。先ほどの御説明によりますと、現に施行したしております規則以外に、今後この法律の通過によつて、將來まさに作らんとする規則の裁判所の御意向を伺いたい。相當な広い範圍になると思つておる。私は現在の裁判所の規則の制定權の規定に對します範圍において、新しくこれだけのことを作らなければ、どうしても運営ができないのであるかということに對して、今少し詳しく伺いたい。むしろこの上は私の希望としまして、この規則というものを、委任立法といふものを全部除いたらどうか。こういうふうな考へます。で、それは除いては困る。こういうふうな不便を生ずるから困る。こういうふうなことで運當上支障を生ずるから困るというふうなことで、もう少し具体的な御説明を承わりたいと思つておる。

かに重なるつておるといふと、やがては規則の定め方について厳格なる規定、基準というものをきめられることになつてしまつて、却つて角を矯めんとして牛を殺すといふことになる虞れがあるのであります。だから旧法時代の起訴事件についての分を賄うことが無理であるとなれば教條現わせばできるものであります。だからこんな大きな漢とした規定を、委任立法でたやすくいいとして出すことになりまうといふと、法律と規則との限界をいよゝゝ混乱に陥れて、むしろ裁判所のほうにいたしましても、それよりも又大きな誤りをかすのではないかと恐れる故に、私はこの際むしろこの規則といふものをこの中から除いてしまつて、そうして必要の改正を、本当に必要な分だけを明文で以て特に明確にして置くことはできないかといふことをもう一回伺いたい。

○政府委員(野本新一君) 仰せのことは一応御尤も存じますが、私ども政府側の見解といたしましては、新憲法施行以來、法律と規則の関係につきましては、法律が優位で、規則では法律を変更することができないといふ見解をとつて、それはいろいろの説はありますが、ともかく政府側といたしましてはそういう見解をとりまして、新刑事訴訟法を立案し、新刑事訴訟法施行法の案もそういう考で立案し、そういう趣旨の下に国会の当委員会の御審議をお願いしたような次第であります。その見解は政府といたしましては今も尙變つておりません。又最高裁判所のほうにおきましても考え方としてはいろいろな考え方があるようでございますが、実際に規則を制定しておられる

その実情を見ますと、やはり国会のほうの考へ、並びに政府がつておる考へ方を尊重されて、努めて法律との間の矛盾を、或いは法律を変更することになるようなことは避ける立場で御立案になつておるようであります。ところで今度の施行法の二條の問題でございますが、私も考へまするに、憲法で裁判所の規則制定権を明文で以て出したという趣旨も考へますと、或る程度のことではやはり法律で規定してしまわぬと、規則に余裕を残して置いたほうがよいのではないかと。旧刑事訴訟法は旧憲法時代にでき上りましたものであります。従つて裁判所の規則制定権といふようなことは頭に入れないで規定してありますので、新憲法になつてから見ますと、やはりずつと細かいところまで規定し過ぎておる。そう思われますので、新刑事訴訟法を立案する際には或る程度のことでは規則に任したほうがよいという趣旨で、旧刑事訴訟に比べますと新刑事訴訟上の基本的行動に属する事項及び被告人の利益に重大な関係があるような事項は訴訟法に盛り込まれたが、そうでない比較的軽微な事項は規則に譲つておる次第であります。そこでこの旧法事件は旧刑事訴訟法の応急措置法で処理されるわけでありまして、今申しましたように、旧刑事訴訟法は非常に細かいところまで規定しておる。それであるから今の頭で見ますと、少し規則に余地をあげてやつたほうがいいのじやないか、その思われるわけでありまして、而して規則に余地をあげる程度でございますが、これは法律のほうで或る程度考へ得るものと、政府側並びに国会側の立場に立つならば考へられると思つたわけ

○鬼丸義齋君 今はその考へ、何分先ほど申し上げましたように形式的な事件の処理であります。又これは率直に申し上げますと、いろいろの國際的關係もありまして、急速に立案する必要があるといふような關係もございまして、二條のような形にしたわけでありまして。

○鬼丸義齋君 裁判所のほうで予想いたしておきます控訴申立人の不服の範圍を指定し、これに対する控訴の理由を申立てする。若しその申立てをしない場合があるとすればそれは却下する。こういうことになつて来ますと非常なやがて基本人権といふものに対する大きなことになつてはならないか。

○説明員(岸盛一君) 只今のそういう方式違反で却下するといふところまではいつておりません。そこまでは恐らく考へておりません。

○鬼丸義齋君 今までお考へになつておるんでしようか。

○説明員(岸盛一君) そういう規則を作る考へはありませぬ。

○鬼丸義齋君 ちよつと私は曾つて裁判所のほうで、刑事法の施行法の一部改正を考へておつたとき、その改正の中に控訴申立人は裁判所の規則の定めるところによつて、控訴の申立の理由を明らかにしなければならぬ。これは先ほど御説明があつたのですが、その申立人が前項の理由を明らかにしない場合には、控訴裁判所はそれを却下するといふことは考へられたんではないのですか。

○鬼丸義齋君 今はその考へ、何分先ほど申し上げましたように形式的な事件の処理であります。又これは率直に申し上げますと、いろいろの國際的關係もありまして、急速に立案する必要があるといふような關係もございまして、二條のような形にしたわけでありまして。

○鬼丸義齋君 今はその考へ、何分先ほど申し上げましたように形式的な事件の処理であります。又これは率直に申し上げますと、いろいろの國際的關係もありまして、急速に立案する必要があるといふような關係もございまして、二條のような形にしたわけでありまして。

○説明員(岸盛一君) それは先ほど申したように、控訴審の旧刑訴の覆審の構造、建前をこわすといふことはやらない。飽くまでも事実調といふことが控訴裁判所の義務であるといふ考へ方を残しております。ただ漫然と審議のやり直しをするといふことは非常に無駄なことも多いのでありまして、もし被告人、控訴申立人のほうでこの点については不服がないという点がつきりいたしたならば、その点についての審理は省略して本當に不服のある点の審理に重点を置く、そういう行き方で行きたい。併し控訴申立人が仮に不服がないと申しましても、事案の真相の発見、被告人保護の見地から適當でないと思ふものは、裁判所は義務としてその点についての審理をしなければならぬ。そういう考へ方で行きたいと思ひます。

○鬼丸義齋君 只今のような説明であるとするならば、新しい規則がなくともできるではありませんか。そんな一體あなたのお説明のような規則なんといふものはどんな文字で現わすことになるのですか。

○鬼丸義齋君 今その説明をせずと伺つておきますと、結局裁判所は前同高等裁判所問題になつたことについて、規則に疑義が多いものだから、むしろ非難の起らない程度にこちらのほうで手盛りでやれることにして置かんとし、いけなから、むしろこの際、法律を広い意味において変えて置くほうが便利であるといふこと以外に、何も大したことはないのではないですか。そういうふうにも思われます。これは規則の表だけを見ますと、この委任立法の範圍といふものは、現に起訴にかかる旧法の事件は限られておりますが、併しこれを広範圍に裁判所のほうにすれば、或る意味において議會は法律制定権の放棄になり、これは重大なものだと思ふは思ふので、この点について伺つたのです。結局私は規則といふものはなくとも賄い得るのではないかと気がしてならないのですか、どうですか。

○説明員(岸盛一君) 裁判所としましては先ほど申し上げましたように規則によつて、そういう手續を明確にしたほうが控訴裁判所として非常に審理がやり易い、こういうふうに考へます。なおこの際、最高裁判所の刑事訴訟法の規則はどのような過程を経て作られて

おるかということについて御説明をして置きたいと思いますが、最高裁判所のうちに諮問機関として刑事訴訟法の規則制定諮問委員会というものが、ございます。この構成は最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所の裁判官、それから各検察庁、それから弁護士会、法務府、その他学識経験者等二十数名からなる委員会でございます。先ず規則について、規則の内容はその諮問委員会に諮りまして、そこで各方面の又いろいろ意見を持たれるかたの十分な検討を願いました上で、或る答申を得て、規則制定諮問委員会の答申に基いて事務局で案をまとめまして、裁判官会議にかけます。裁判官会議において更にそれを検討して最終の意思を決定する。そういうふうな手続を履んでおります。ただ最高裁判所の裁判官会議だけのひとりぎめでやつておるわけではないのであります。その点は御了承願いたいと思ひます。

○鬼丸義齋君 私刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案についての質疑はこれで終了します。

○理事(宮城タマヨ君) 他に質疑はございませんか。ほかに質疑がございませんようですから、今日はこの程度で委員会を終ることにいたしまして、明日の委員会は午前十時から開きます。午後二時四十三分散会
出席者は左の通り。

委員 北村 一男君
理事 伊藤 修君
宮城タマヨ君
鬼丸 義齋君

委員 左藤 義詮君

政府委員 鈴木 安孝君
長谷山行毅君
齋 武雄君
岡部 常君
高橋 道男君
須藤 五郎君
野木 新一君

説明員 法務府法制意
見第四局長
最高裁判所長官
代理者(事務局
局長) 岸 盛一君

昭和二十五年十二月八日印刷

昭和二十五年十二月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所